**日本産業技術史学会投稿規定**

制定　1984年7月14日

改定　2012年6月22日

改定　2018年6月16日

1.　投稿資格

(1)　本会会員は、雑誌に投稿することができる。但し、非会員が投稿するときは、会員との連名であることとする。

(2)　内容は、他誌に未発表のものに限る。

2.　原稿の採否

(1)　原稿の審査は編集委員会がこれを行い、採否を決定する。

(2)　編集委員会は、必要に応じて審査委員を委嘱することができる。

(3)　投稿原稿には、論文、研究ノート、研究展望、資料紹介、書評、その他の区分をもうける。

3.　原稿

(1)　原稿(図・表を含む)は、一切返却しない。

(2)　投稿原稿は正本と複写1部とする。また、著者は複写を手元におくこととする。

4.　執筆要項

(1) 原稿はワープロソフトを用いることを基本とし，A4サイズ横書で１頁32行42字とする。ワープロソフトを用いることができない場合は，編集委員会に問い合わせること。

(2)　原稿の分量は，論文においては14頁（図・表，欧文要約を含む，以下同様），研究ノートにおいては10頁をもって一応の限度とする。

(3)　原稿は全て冒頭に，表題，著者名，著者の所属（いずれも欧文を附けること），キーワード（５語以内）を記すこと。

(4) 原稿は，前項の表題，著者名，著者の所属，キーワード，本文，文献及び注，欧文要約（300語以内）の順とする。

(5) 原稿には，必ず通し番号を入れる。

(6) 原稿には，当用漢字，新仮名づかいを用いること（但し，引用文，文献及び注はこの限りでない）。

(7) 欧文要約（論文および研究ノート）に含まれるイタリック，ゴシック，ギリシャ文字等は必ずプリントアウトした原稿中に朱筆で指定すること。

欧文要約の作成にあたっては以下の諸点に留意して下さい。

1）外国人相手に書くことを念頭におくこと。

2）言葉を選び，産業技術史のなかでもつ意味をはじめ，論文（および研究ノート）中の重要な議論をもりこんで，内容がよくわかること。

3）何についての議論か，どのような資料をどのように使い，結論は何か，を明示すること。

4）なるべく，当該言語を母国語とする人に見てもらうこと。

5）日本語の訳文を添付すること。

(8) 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは，初出の個所にその原綴り，またはローマ字転写を記すこと。

(9) 章，節には算用数字を用いて，それぞれ１，(1)のようにしるす。

(10) 単行本および雑誌の題名は，和漢語の場合には『』の中に入れ，欧文の場合にはイタリック体（原稿では当該部分に朱筆で下線をつけて指定）を用いてあらわす。

(11) 論文の題名は，和漢語，欧語のいずれの場合にも“ ”の中に入れること。

(12) 単行本または論文中の特定の章または節の題名，および諸種の編纂物に含まれる文名は，和漢語の場合には「」の中に入れ，欧語の場合には“ ”の中に入れること。

(13) 引用文が126字（論文，研究ノート，研究展望以外の場合は60字）以上になるときは，改行し各行を本文より２字下げて記入すること。

(14) 図（写真を含む），表は，本文中では図―１，表―１のように番号を附け，キャプションを記入すること。また，原稿とは別に作図ソフト・作表ソフトで表示可能なデジタルデータを添付し，ファイル名は本文中と同一の図表番号とすること。

(15) 文献及び注は，本文当該個所の右肩に通し番号（1），（2）……を用いて示し，原稿の最後にまとめて記載すること。

(16）文献の記入については，原則として次の順序で記入すること。著者名（または編，訳者名），表題，出版社名，出版年，引用頁数（○～○頁，欧書及び欧文においては，pp．○～○）。

(17) 西暦年紀以外の年紀を使用する場合には，昭和５（1930）年のように書くこと。

(18) URL (Uniform Resource Locator) アドレスを参照する場合の記述形式は，著者，表題，URLアドレス，参照日の順とする。

(19）写真，図版を他の文献から引用・転載するときは，執筆者自身が相手側から事前に許可を得ること。著作権の問題については，本学会では責任を負わない。

5.　校正

(1)　著者校正は、初稿のみとする。

(2) 校正は、字句訂正の範囲に留めること(大幅な著者校正は、編集委員会の判断で原稿の書き直しを求めることがある)。

(3)　校正刷りの返却期目を厳守すること。

6. 別刷

(1)　掲載された論文、研究ノート、研究展望、資料紹介については、別刷30部を著者に進呈する。

(2) 上記以上の、別刷希望については、事前に申し出、10部単位(最大100部)で実費にて作成する。

7. その他

(1)　刷上りが規程頁数を越える場合には、実費を要求することがある。

(2)　原稿の送り先

〒921－8175　金沢市円光寺2－16－11

田中一郎気付　『技術と文明』編集委員会

(3)　投稿後、原稿に関する問い合わせは、全て文書にて上記宛にすること。

(4) 原稿の編集委員会への到着日をもって原稿受理の年月日とする。

(5) 掲載された原稿の著作権は本学会に帰属する。著者が使用を希望する場合は，本学会に申し出ること。